

欧州委員会、EU 特許の翻訳言語に関する規則案を公表

2010年7月4日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は、7月1日、EU 特許の翻訳言語に関する規則案を公表した。EU 特許については、2009年12月4日にEU 競争担当相理事会において部分的な合意に達していたが、議論が難航していた翻訳言語については別の規則において定めるとして合意対象からは除外されていた。翻訳言語の要件は出願人の費用負担に大きな影響を与えることから、EU 特許の成立に向けて注目が集まっていたところ、欧州委員会から英語、ドイツ語、フランス語を軸とする本規則案が発表された。

現状では、EU の 27 カ国を含む計 37 カ国が加盟している欧州特許条約 (EPC) において、欧州特許庁 (EPO) が一元的に出願受理や審査を行っている。しかしながら、許可された特許は各締約国において別々の権利として存在することになるため、各締約国において効力を有するためには、各国毎に翻訳や手続の費用が必要とされていた。その結果、たとえば 13 カ国で欧州特許を取得する場合には、翻訳費用 14,000 ユーロを含む、平均 20,000 ユーロという米国の 10 倍以上に値する特許取得のための費用負担が生じていた。

EPC のもとでは、ロンドンアグリーメントという翻訳負担を削減するための選択的な制度も存在しており、既に EPC 締約国の 14 カ国において発効しているものの、EU 加盟国のうち 17 カ国は批准しておらず、完全に翻訳負担が軽減されていなかった。

本規則案によって、EU 特許の取得費用は平均 6,200 ユーロになると試算されている。

EU 競争担当相理事会の部分合意における EU 特許の権利付与に関する基本的概念は、EU が EPC に加入するというものであり、EPO が審査を行うことを想定していることから、今回提案された規則案 (特に第 3 条) は、現行の EPO の言語に関する取り決めに立脚している。つまり、EU 特許は、EPO の公式言語である英語、ドイツ語、フランス語のいずれかの言語によって審査が行われ、許可された特許は審査が行われた手続言語で公開される。そして、それが法的拘束力を有する EU 特許の正本となる。その後、EU 特許の権利取得のためにさらに他の言語への翻訳を求められることはないが、EU 特許の権利者が侵害に対する訴訟を行う際には、被疑侵害者や裁判所の求めに応じて、それ以外の EU 加盟国の公式言語に翻訳する必要がある。

一方、欧州委員会は EU 特許の創設と共に確立されるべき 2 つの付随的な手段として、EU 特許公報を EU の全ての公式言語へ翻訳する機械翻訳システムの開発や、EPO の公式言語以外で出願された場合に EU 加盟国の出願人に対して EPO の公式言語への翻訳費用を固定の限度額までの範囲で全額返還することを提案しており、英語、ドイツ語、フランス語を公式言語としない EU 加盟国のユーザーに対する配慮を示している。

2010年2月に欧州委員（域内市場・サービス担当）に就任したバルニエ氏はプレスリリースにおいて次のとおりコメントしている。「欧州が世界的な競争力を有するために、我々はイノベーションを促進する必要がある。しかし現状は異なり、特許取得にかかる費用は高すぎ、また、複雑である。EU特許は全てのEU加盟国において等しく有効なものであるが、これは研究開発を刺激するために必要不可欠であり、将来の成長を推進するものである。本日の提案は、一連の特許改革法案の最後の要素であり、欧州全域のイノベーター、特に小企業にとって良いニュースである。EU特許が実現するために加盟国が迅速に活動することを望んでいる。最終的な合意に達するために全ての立場に対して緊密に取り組むことを約束する。」

今回の欧州委員会からの提案を受けて、今後、EU閣僚理事会や欧州議会が翻訳言語問題について本格的に検討を開始することになるが、2009年12月1日にリスボン条約が発効し、同条約により改定されたEU運営条約（TFEU）の第118条が、翻訳言語の決定にはEU閣僚理事会の全会一致が必要であることを規定していることから、依然として翻訳言語問題のハードルは高い。バルニエ欧州委員は、同日に行われた記者会見において、今後のEU加盟国との議論を通して本規則案のテキストを改善していく可能性についても言及しているものの、本規則案の成立までの見通しは不透明である。

本規則案の仮訳は以下のとおり。

第1条 主題

本規則は、欧州連合特許に適用される翻訳の取り決めに関する規定を確立するものである。

第2条 定義

本規則の目的のために、次の定義が適用される。

- (a) 「欧州連合特許」は、以下「EU特許」と呼び、欧州連合特許に関する規則 xx/xx において定義される特許を意味する。
- (b) 「EU特許明細書」は、発明の詳細な説明、クレーム、全ての図面を含む。

第3条 EU特許明細書の公開

- 1. EPC第14条第6段落に従ってEU特許が公開された後、更なる翻訳は要求されない。
- 2. EPC第14条第3段落において手続言語として規定されるEPOの公式言語によるEU特許のテキストは、真正のテキストである。

第4条 紛争事件における翻訳

- 1. EU特許に関連する紛争事件において、被疑侵害者の要請と選択に基づいて、特許権の権利者は、被疑侵害が起きた、または、被疑侵害者が居住する加盟国の公用語への特許

- の完全な翻訳を提供しなければならない。
2. EU 特許に関連する紛争事件において、法的手続きを行う EU の管轄裁判所の要請に基づいて、特許権の権利者は、裁判所の手続言語への特許の完全な翻訳を提供しなければならない。
 3. 第 1 段落および第 2 段落において示される翻訳の費用は、特許権の権利者によって負担される。

第 5 条 本規則の施行に関する報告

本規則が発効した日から 5 年を越えるまでに、欧州委員会は EU 特許のための言語の取り決めの運用に関する報告書を EU 理事会に提示し、必要に応じて、本規則を修正するための提案を行う。

第 6 条 発効

本規則は、欧州連合の官報による公表の日から 20 日後に発効する。

本規則は、欧州連合特許に関する規則 xx/xx の発効日から適用される。

本規則は、条約に従い、加盟国においてそのままの形で拘束力を有し、直接的に適用される。

<参考>

TFEU 第 118 条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常の立法手続きに従い、EU 全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集中化した EU 全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めに確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

EPC 第 14 条 欧州特許庁、欧州特許出願及びその他の書類の言語

- (1) 欧州特許庁の公式言語は、英語、フランス語及びドイツ語とする。
- (2) 欧州特許出願は、これらの公式言語のうちの何れか 1 つの言語で提出するものとし、又は、他の言語でされた場合は、施行規則に従って何れか 1 つの公式言語に翻訳する。欧州特許庁における手続を通して、その翻訳文は、出願時の原文に一致させることができる。要求されている翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。
- (3) 施行規則に別段の定めがある場合を除き、欧州特許出願がされたときの欧州特許庁の公式言語又は欧州特許出願が翻訳されたときの欧州特許庁の公式言語は、欧州特許庁におけるすべての手続において手続言語として用いる。
- (4) 英語、フランス語又はドイツ語以外の言語を公式言語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人、並びに外国に居住する当該締約国の国民は、当該締約国の

公式言語で、期間内に提出しなければならない書類を提出することができる。ただし、施行規則に従い欧州特許庁の公式言語による翻訳文を提出する。欧州特許出願を構成する書類以外の書類が規定されている言語で提出されなかった場合又は要求された翻訳文が期間内に提出されなかった場合は、当該書類は、提出されなかったものとみなす。

(5) 欧州特許出願は、手続言語で公開する。

(6) 欧州特許の明細書は、手続言語で公開するものとし、この明細書は、欧州特許庁の他の2つの公式言語によるクレームの翻訳文を含む。

(7) 次のものは、欧州特許庁の3の公式言語で発行する。

(a) 欧州特許公報

(b) 欧州特許庁の官報

(8) 欧州特許登録簿の登録は、欧州特許庁の3の公式言語で行う。疑義のある場合は、手続言語による登録を真正なものとする。

－ 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 －

[Patents: Commission proposes translation arrangements for future EU Patent Text of the Proposal \(PDF\)](#) (規則案の全文)

－ バルニエ欧州委員によるプレスリリースは、以下参照 －

[Commission proposes translation arrangements for future EU Patent](#)

－ EU 理事会による EU 特許の部分合意については、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース2009年11～12月号 \(Vol. 35\)](#)

－ ロンドンアグリーメントの概要については、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース2006年8～10月号 \(Vol. 15\)](#)

(以上)